

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱第4条第2項に定める
補助金を交付しない期間の取扱いについて

〔令和6年4月16日〕
総務課長決定

1 趣旨

食品衛生基準科学研究費補助金等交付要綱（令和6年4月1日消費者庁長官決定。以下「交付要綱」という。）第4条第2項に定める補助金を交付しない期間について、以下のとおり取り扱うこととする。

2 交付要綱第4条第2項に定める補助金を交付しない期間の取扱い

食品衛生基準科学研究費補助金及び食品衛生基準行政推進調査事業費補助金（以下「補助金」という。）において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行った者に対して適用する交付要綱第4条第2項に定める補助金を交付しない当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間については、以下のとおりとする。

記

違反の内容等			交付しない期間
1. 法第11条第1項の規定に違反した場合（2に掲げる場合を除く。）	(1) 個人の経済的利益を得るために使用した場合		10年
	(2) (1)以外 の場合	① 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断される場合	1年 (注1)
		② ①及び③以外と判断される場合	2～4年
		③ 社会への影響が大きく、行為の悪質性も 高いと判断される場合	5年
2. 1に自らは直接関与していないものの、補助金を管理する責任者としての義務（善管注意義務）に違反したと認められる場合			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、 1～2年 (注2)

(注1) 違反の内容等が1. (2) ①の場合であって、かつ法第11条第1項の規定に違反して使用された補助金が少額の場合は、補助金を交付しないことに代え、厳重注意を行う。

(注2) 違反の内容等が2. の場合であって、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合は、補助金を交付しないことに代え、厳重注意を行う。